除草業務仕様書

1 業務名

令和7年度下半期北丸之内駐車場外6か所除草業務

- 2 履行場所
 - (1) 北丸之内駐車場

津市北丸之内168番地

(作業面積:約400㎡、処分数量:約500kg)

(2) 養正町駐車場

津市丸之内養正町19番地内

(作業面積:約100㎡、処分数量:約300kg)

(3) 養正町1号公舎

津市丸之内養正町19番38号

(作業面積:約100m²、処分数量:約200kg)

(4) 養正町2号公舎

津市丸之内養正町19番5号

(作業面積:約100㎡、処分数量:約100kg)

(5) 養正町3号公舎

津市丸之内養正町19番6号

(作業面積:約200m²、処分数量:約150kg)

(6) 栄町駐車場

津市栄町1丁目地内

(作業面積:約100㎡、処分数量:約150kg)

(7) 旧観音寺住宅

津市渋見町669番地5

(作業面積:約580㎡、処分数量:約1,600kg)

3 業務内容

- (1) 実施場所敷地内の除草等を行う。ただし、2(1)から(5)までに記載の履行場所ついては、南側道路に面した石垣部分も含めた除草等を行う。
- (2) 除草方法は、資機材持込とし、草地及び樹木間を対象とする。
- (3) 除草・草刈は、肩掛式草刈機等による草刈、人力による草刈等とし、場所により適切に行うとともに、作業中は、人、車等への飛び石に配慮し、安全に十分注意すること。
- (4) 災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を委託者に報告すること。
- (5) 集草作業と併せて堆積落葉、枯れ枝等の収集処分を行うものとする。
- (6) 発生材は、場外処分とする。
- (7) 作業に当たっては、あらかじめ監督員と打合せの上、作業を実施すること。
- (8) 業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。

なお、「写真管理」については、以下のとおりとする。

- ア業務写真はカラーとする。
- イ 撮影場所は、業務全体が把握できるように数か所とする。
- ウ 撮影時は、作業前、作業中(実施状況)、作業完了後とし、同アングルで撮影すること。
- (9) 委託業務が完了したときは、遅延なく業務完了報告書を提出すること。
- 10 本仕様書に明示されていない事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (11) 本業務に係る一切の費用は、全て受託者の負担とする。
- 4 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日(金)まで

- 5 提出書類
 - (1) 作業工程表1部(業務着工日までに)
 - (2) 作業員名簿1部(業務着工日までに)
 - (3) 写真(業務前・業務中・完了) 1部(全業務完了後)
 - (4) 業務完了報告書1部(全業務完了後)

6 特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等 排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第2条に規定する暴力団、暴力団関係 者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたとき は、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等 に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずることとする。